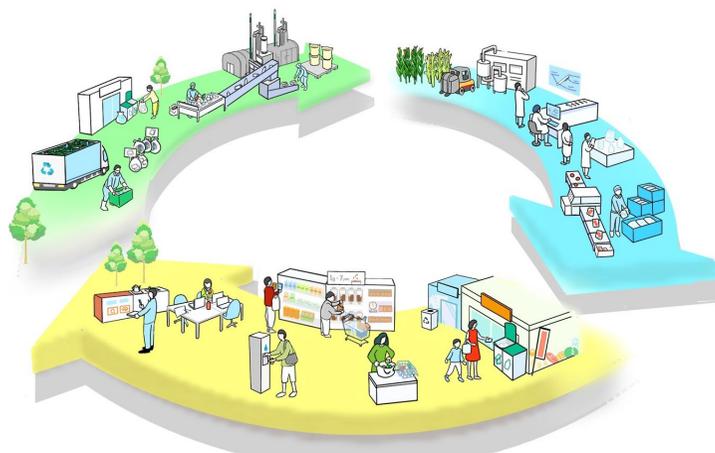


プラスチック資源循環の動向と 農業分野における国内の事例



2026年2月27日

環境省環境再生・資源循環局資源循環課
容器包装・プラスチック資源循環室
島居知季



1. プラスチック汚染問題の背景
2. 条約交渉の進捗（INC）
3. 日本国内の施策と農業の事例

- ✓ プラスチック汚染は国際的危機であり、条約交渉が進んでいる
- ✓ 日本の制度・取組は先進的であり、農業分野でも具体的な動き
- ✓ プラスチック問題に対応する政策について

プラスチック汚染問題の背景

<高度成長期>

■ プラスチックの特色

- ✓ **安価で、軽く、耐久性に富み、成型も容易**
- ✓ 高度成長期に製造量が飛躍的に増加

■ 適正処理が困難

- ✓ プラスチック廃棄物の量が増大
- ✓ **分解しにくく**安定性が高く、また**かさばる**ため多くの埋立用量が必要。
 - ✓ 当時の旧式の焼却炉では、燃焼の際に高温で炉を傷める。塩化水素ガス等の処理が必要。（その後改善され、これらの問題はなくなった）

<90年代初め>

■ 焼却処理困難

- ✓ **ダイオキシン問題**～焼却場からの飛灰にダイオキシンが含まれるとの報道から社会問題化

■ 最終処分場のひっ迫

- ✓ 最終処分場の偏在による自治体間の対立
- ✓ バブル景気を経て、多様な生活スタイルに～商品の少量多品種化、多頻度流通

廃棄物政策の転換（1990年代～2000年代）

- **各種リサイクル法の制定**（例：容器包装リサイクル法(1995年)）
- **ダイオキシン類対策**（特措法(1999年)、焼却施設の大型化、処理の広域化）
- **循環型社会形成推進基本法の制定**(2000年)：3 Rの優先順位と拡大生産者責任を明記

→ **排出者責任の拡大、拡大生産者責任（EPR）**の考え方に基づく制度の導入

→ **3 R（Reduce、Reuse、Recycle）の徹底**とリサイクルできないものの熱回収

廃棄物の中でやっかいなプラスチックについて (UNEP)

- 地域固形廃棄物組成の世界平均および地域別内訳。
- 廃棄物の割合は、世界平均で見ると、食品・農業系廃棄物、紙類廃棄物についてプラスチック廃棄物が多い。
- プラスチックは分解せず、残留し、環境・生態系に与える影響が大きい。

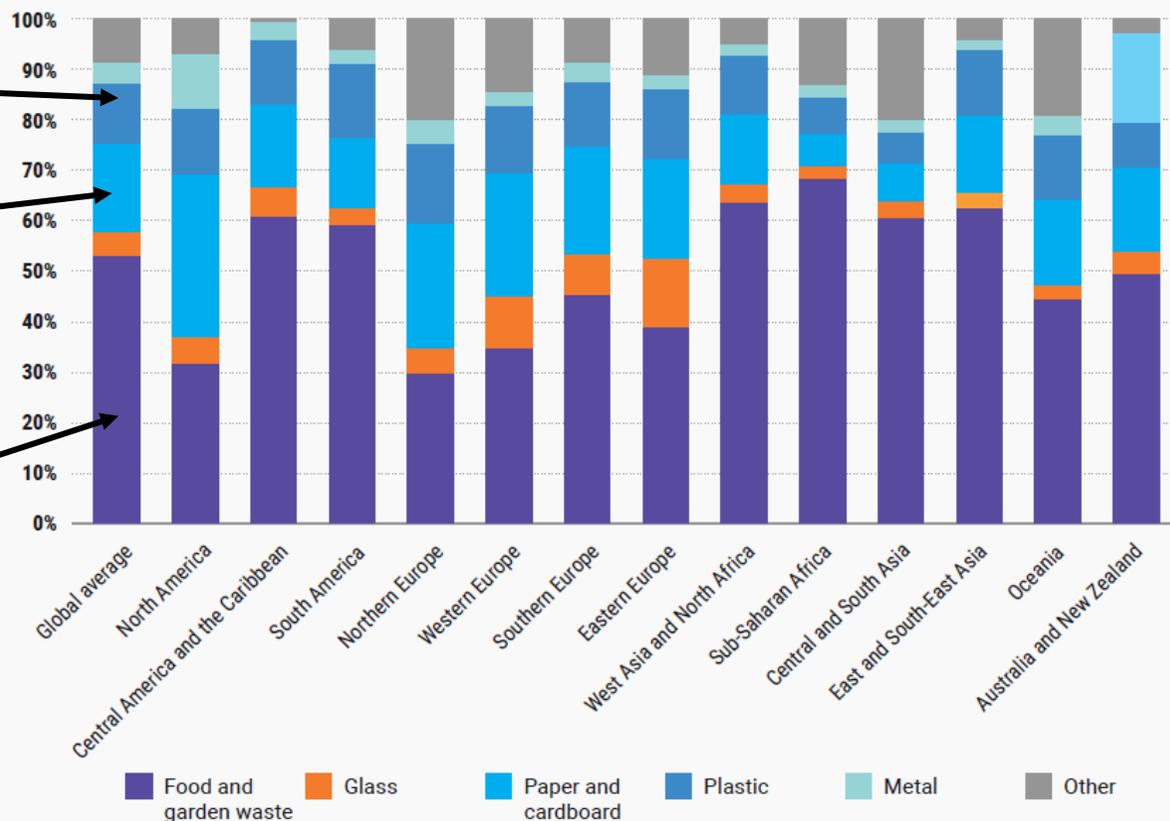
Figure 6: Global average and regional breakdown of municipal solid waste composition.

"Other" includes items such as textiles, wood, rubber, leather and household and personal hygiene products.

プラスチック廃棄物

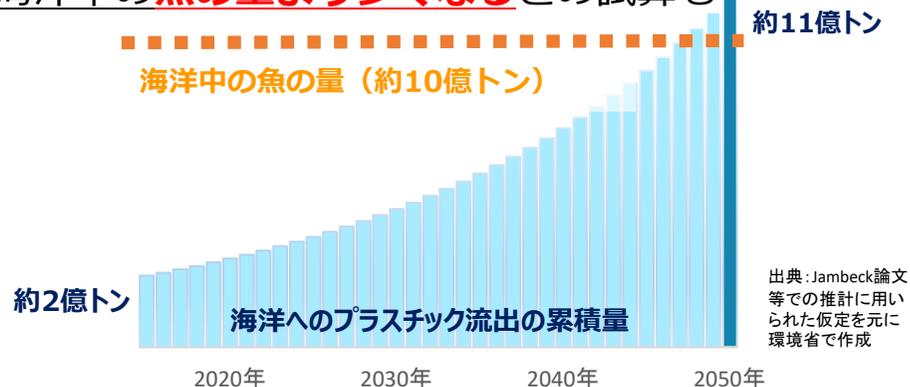
紙類廃棄物

食品・農業系
廃棄物



増え続ける海洋へのプラスチック流出

このまま海洋へのプラスチックの流出が続くと、2050年には、海洋へのプラスチックの流出の累積量が海洋中の魚の量より多くなるとの試算も



出典: Jambeck論文等での推計に用いられた仮定を元に環境省で作成

【Jambeck論文等での推計に用いられた仮定】

- プラスチックの生産量が、毎年5%増加すると仮定
- 生産量（2015年は3.22億トン）の約3%が海に流出と仮定

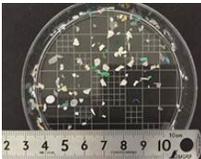
プラ汚染による被害・影響

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
- ・船舶航行への障害
- ・観光・漁業への影響
- ・沿岸域居住環境への影響



©NOAA

・海洋中のマイクロプラスチック（5 mm未満の微細なプラスチック）が生態系に及ぼす影響も懸念されている



九州大学 磯辺研究室提供

世界全体で対策が急務



モルディブ
出典: 環境省



出典: 対馬市

※中国や東南アジアからの流出が多いと推計されているが、国際合意のある統計は、現状存在せず、科学的知見の収集が急務。

- 世界全体で毎年約**800万トン**のペースでプラスチックごみが海洋に流出し、生態系への影響に加え、観光や漁業にも悪影響を及ぼしている。
- 5mm以下の**マイクロプラスチック**（元々小さいものと紫外線や波等で細かくなったもの）が世界全体に漂っており、海洋生態系や人体への影響が懸念されている。

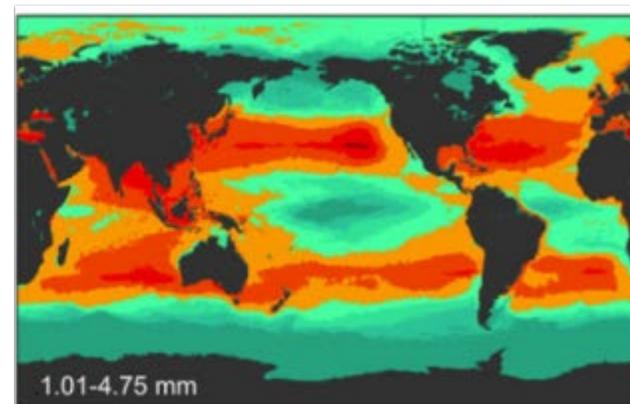
□ 世界規模での汚染拡大



出典: Saeed Rashid
ウミガメに巻き付いたプラスチック



出典: タイ天然資源環境省
クジラの胃から出てきたポリ袋



1.01-4.75 mm
マイクロプラスチックの分布(モデル予測)

□ 海岸に大量に漂着する海洋ごみ



日本



米国

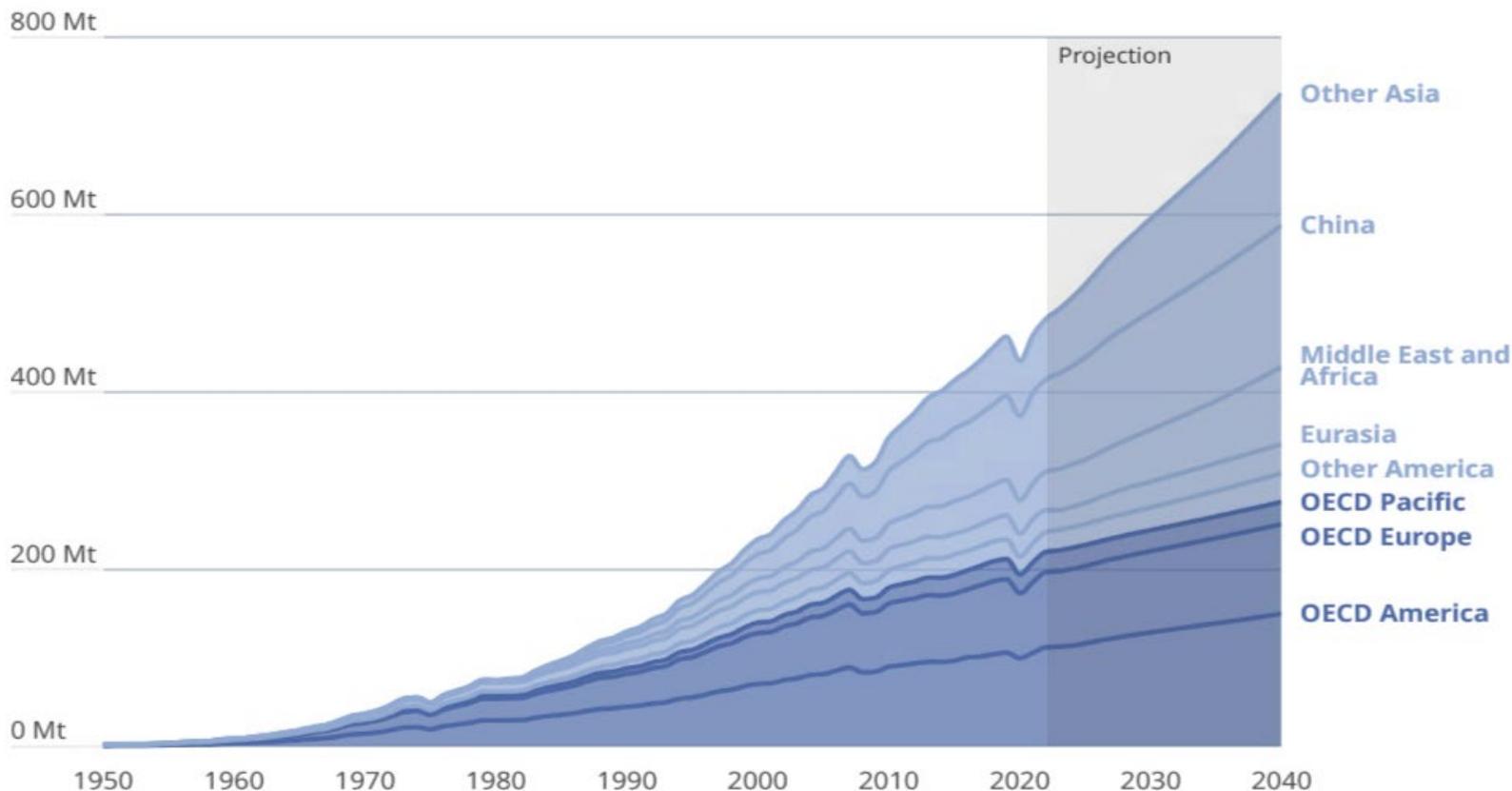


島嶼国

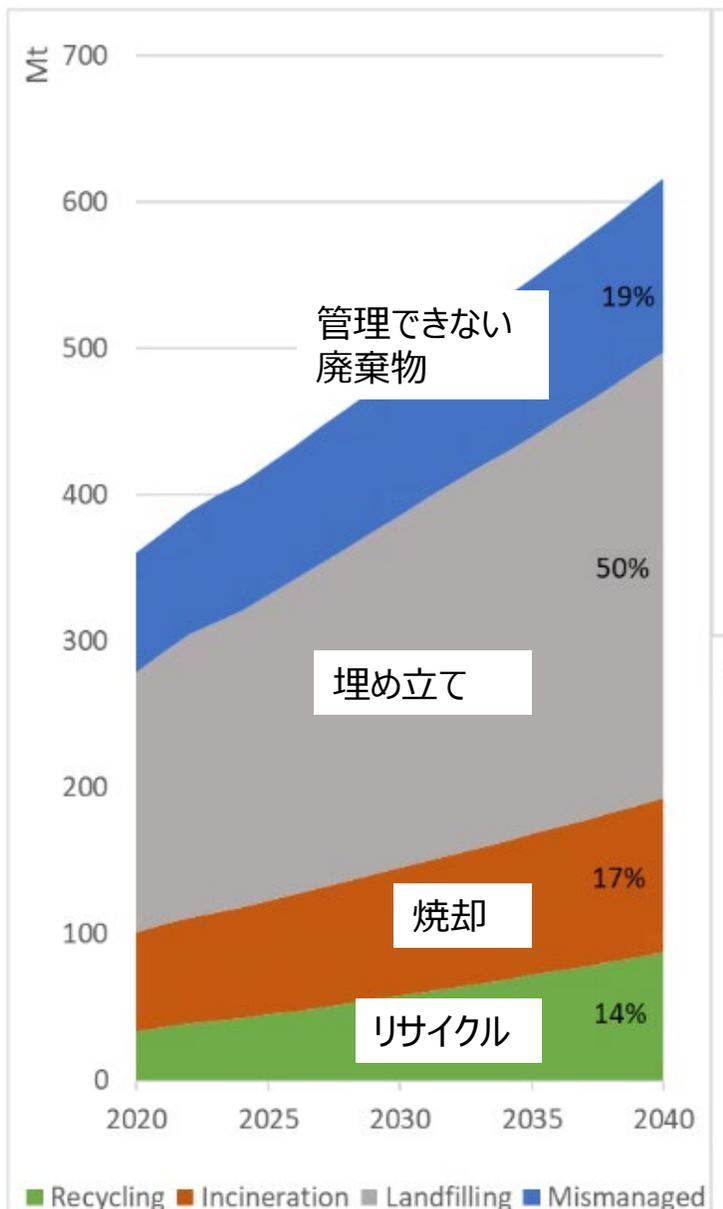
- 世界全体での、プラスチック使用量は年々増加し、BAUシナリオでは、2020年の4.35億トンから2040年は7.36億トンまで増加すると推定される。

Plastics use projections

Million tonnes (Mt), projections from 2022



Source: OECD (2024), Policy Scenarios for Eliminating Plastic Pollution by 2040.

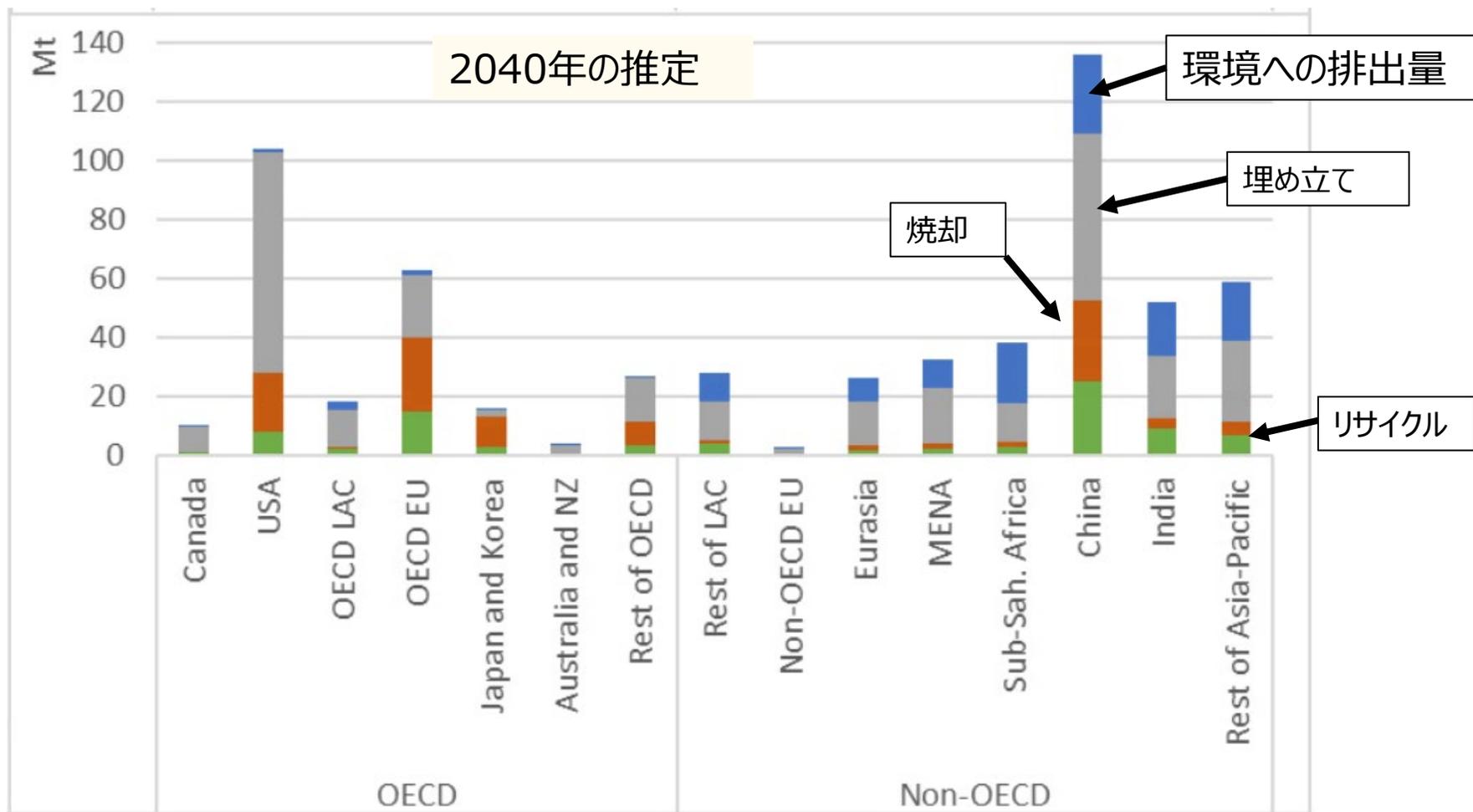


BAUシナリオ

- 廃棄物管理の改善は進むが、廃棄物の量が2020年の3.6億トンから、2040年には6.17億トンまで増えることから、管理できない廃棄物は2020年の0.81億トンから2040年には1.19億トンに増加すると推定される。
- その結果、環境中に排出されるプラスチックの量は、2020年の0.2億トンから、2040年には0.30億トンに増加する。
- 河川と海に蓄積されるプラスチックの量は2020年の1.52億トンから、2040年には3.00億トンに倍増すると推定される。

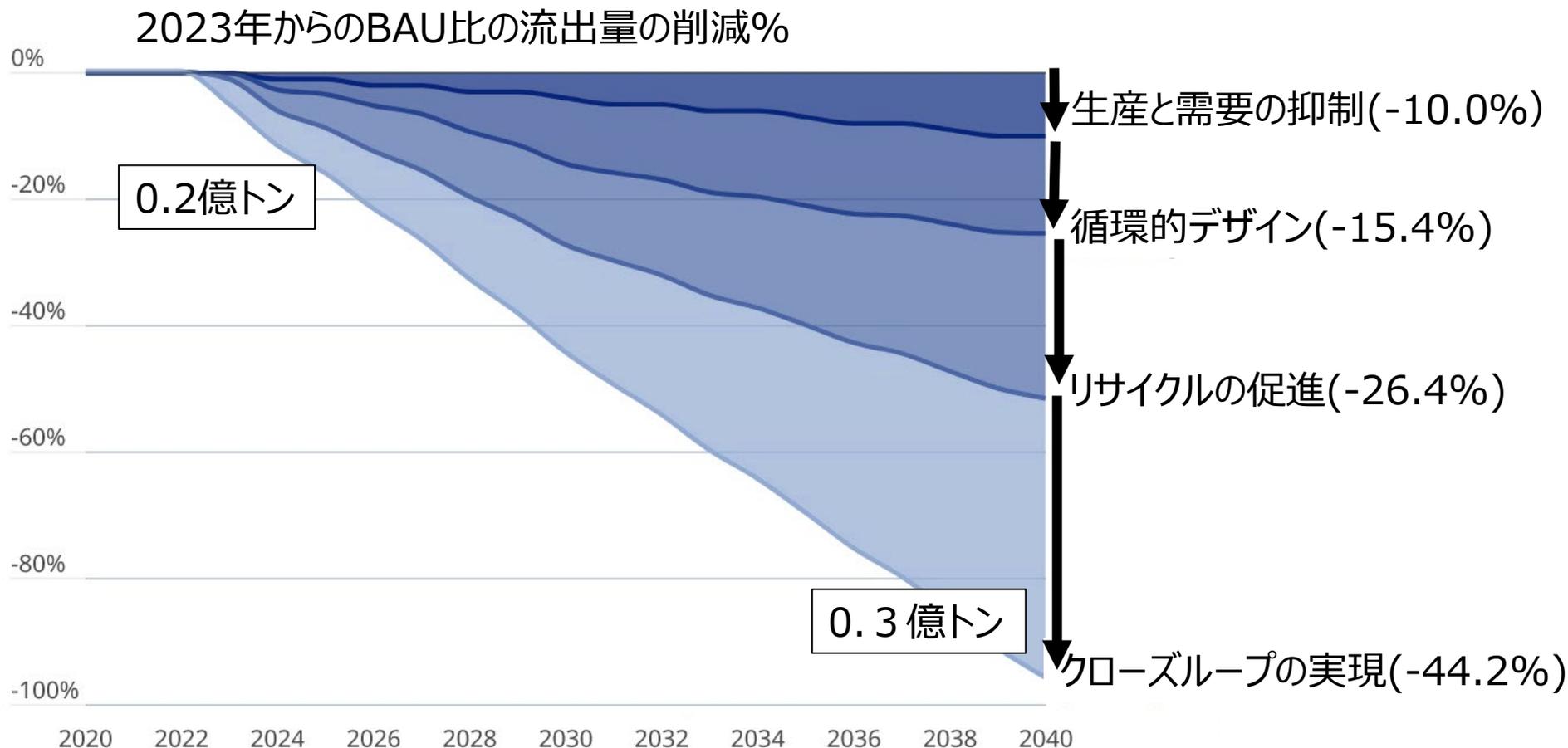
環境中へのプラスチック流出量（OECD報告書）

- 廃棄物の取り扱いは、各国・地域によって異なるが、環境への流出量の2040年推定量は、中国、アジア・パシフィック、インド、アフリカが多い。



環境中へのプラスチック流出量ゼロに向けて（OECD報告書）

■ BAUシナリオに比べて、生産と需要の制御、循環的デザインの推進、リサイクルの促進、クローズループの統合的な実現により、2040年はプラスチックの環境中への排出量は96%削減できると推定される。



Source: OECD (2024), Policy Scenarios for Eliminating Plastic Pollution by 2040.

条約交渉の進捗 (INC)

- プラスチック汚染防止条約が現在議論されており、汚染防止にはプラスチックの分別回収・リサイクルの徹底などで、環境中への漏洩・流出を根絶する必要があります。

INC交渉スケジュール

2022年

INC1 : 11/28~12/2@ウルグアイ

- ・INC議長を選出 (INC3までペルー、INC4からエクアドル)
- ・条約の目的、主要要素について議論

2023年

INC2 : 5/29~6/2@パリ (条文案の作成を決定)

INC3 : 11/13~19@ケニア (条文案初版を議論)

2024年

INC4 : 4/23~29@カナダ (改定版条文案を議論)

INC5.1 : 11/25~12/1@韓国 (条文案の合意を目指す)

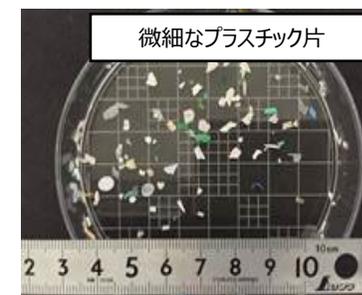
2025年 (最速 = INC5で合意できれば)

INC5.2 : 8/5~14@スイス

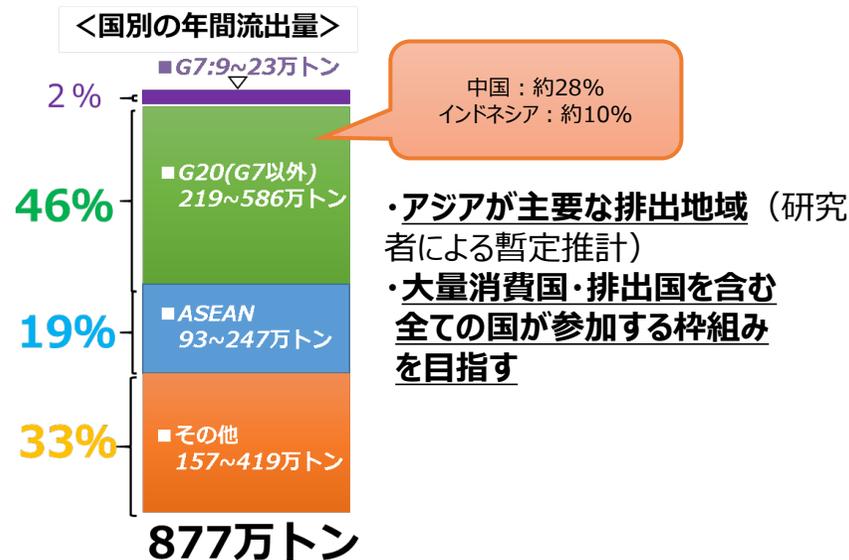
※ I N C : 政府間交渉委員会



長崎県対馬市



微細なプラスチック片



Jambeck (2015) (2010年データを元にした海洋への流出量推計)

● 2019年6月 G20大阪サミット

- 日本主導で大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有：「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」
- 本ビジョンを共有する国は87カ国・地域まで拡大。

● 2021年9月 ジュネーブ閣僚会合（プラ汚染対策には国際条約が必要とする宣言を採択）

● 2022年3月 国連環境総会（UNEA）

- プラスチック汚染に関する条約策定に向けたINC（政府間交渉委員会）の設置を決議

● 2022年11月～12月 政府間交渉委員会第1回会合（INC1）（ウルグアイ）

- 議長（ペルー）が選出され、交渉が正式に開始（約150か国から2300人以上が参加）

● 2023年4月 G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合

● 2023年5月 G7広島サミット

- プラスチック汚染に関するG7目標：「我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット」

● 2023年5月～6月 INC2（フランス）

- 次回INC3までに議長が条文案（ゼロドラフト）を作成することを決定

● 2023年 11月 INC3（ケニア）

- ゼロドラフトに各国の意見を反映し、次回INC4で交渉する改定条文案を作成（会期間の作業には合意できず）
- （閉会直前）INC議長がメザクアドラ氏（ペルー）からバジャス氏（エクアドル）に交代

● 2024年 4月 INC4（カナダ）

- 改定条文案の整理・統合が進む、会期間専門家会合の開催に合意、条文案の法的精査を行うグループの設置決定

● 2024年 8月 会期間専門家会合（タイ）

- 主要義務規定に係る技術的事項及び資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な議論を実施

● 2024年 11月～12月 INC5.1（韓国）

- 議長ペーパーをベースに合意を目指したが、項目により各国の隔たりが大きく、条文案の合意に至らず

● 2025年 8月5日～8月14日 INC5.2（スイス）

- 項目により、進捗した条文もあるが、各国の隔たりが埋まらない項目が残り、合意に至らず、交渉継続。



議長ノンペーパー3で提示されている条文案の構成

議長として、①必須要素に絞ったテキストで、②INC5交渉時間を有効活用するとともに、③実効的かつ実施可能な条約を目指した形。

前文	-
第1条	目的
第2条	定義
第3条※	プラ製品・プラ製品に使用される懸念のある化学物質
第4条	適用除外
第5条	製品設計
第6条※	供給
第7条	排出・放出
第8条	廃棄物管理
第9条	既存のプラ汚染
第10条	公正な移行
第11条※	資金メカニズムの設立を含む資金調達
第12条	国際協力を含む、能力開発、技術支援、技術移転

第13条	実施・遵守
第14条	国家計画
第15条	国別報告
第16条	有効性評価・監視
第17条	情報交換
第18条	意識啓発、教育、研究
第19条	健康
第20条以降	第20条：COP・補助機関 第21条：事務局 第22条：紛争解決 第23条：改正 第24条：附属書の採択・改正 第25条：投票権 第26条：署名 第27条：批准、受諾、承認 第28条：発効要件 第29条：留保 第30条：脱退 第31条：寄託者 第32条：正文
附属書	

※第3, 6, 11条は意見の隔たりがあるため条文案を提示せず。



ホーム / ニュース、ストーリー、スピーチ / 演説

2025年8月15 | 日 スピーチ | 化学物質と汚染対策

プラスチック汚染条約にはさらに 時間が必要

クレジット: UNEP/フロリアン・フステッター

画像：UNホームページより引用

2025年08月15日

水・土壌

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第5回政府間交渉委員会再開会合の結果概要

[▶ To English](#)

2025年8月5日から15日まで、スイス・ジュネーブにおいて、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第5回政府間交渉委員会再開会合（INC5.2）が開催されたところ、会合の概要は以下のとおりです。

日本からは、中田宏環境副大臣が関連会合に出席した他、外務省（中村亮地球規模課題審議官他）、経済産業省（福本拓也GXグループ審議官他）、環境省（小野洋参与、小川眞佐子特別国際交渉官他）、農林水産省（西浦博之輸出・国際局審議官他）から構成される政府代表団が出席しました。184か国の国連加盟国、関係国際機関、NGO等約3,700人が参加しました。

画像：環境省ホームページより引用

- **2025年8月5日～15日、第5回政府間交渉委員会再開会合（INC5.2）がスイス・ジュネーブにおいて開催。**
- 2022年の国連環境総会決議に基づき2024年末までの作業完了を目指した中、昨年末に韓国・釜山で行われた第5回交渉委員会（INC5.1）で実質合意に至らなかったことを受け、その再開会合に位置づけられた今回の会合において、交渉妥結に向けて精力的な交渉が行われたものの、**実質合意に至らず**。今後、再開会合を開催し、交渉を継続することとなった。
※2022年11月：INC1（ウルグアイ）、2023年5月：INC2（フランス）、2023年11月：INC3（ケニア）、2024年4月：INC4（カナダ）、2024年11月末-12月初旬：INC5.1（韓国）

1. 今回会合の議論及び結果概要

- バヤスINC議長（エクアドル）がINC5.1において提示した条文案を元に、**前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、4つの作業部会に分かれて分野毎に交渉。**
- 小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事（INC副議長）として地域会合を主催、小林豪環境省プラスチック汚染国際交渉チーム長が作業部会4の共同議長を務めるとともに、我が国は主要義務規定につき関係国と連携し、交渉を主導。
- この過程において、
①目的（第1条）、**製品設計（第5条）**、放出・流出（第6条）、**廃棄物管理（第7条）**、既存のプラスチック汚染（第8条）、公正な移行（第9条）、履行・遵守（第12条）、**国別計画（第13条）**等については、具体的な文言交渉を通じて**条文案の最終化に向けた議論が進展**。
②他方で、生産、プラスチック製品（第4条）、資金（第10条）等については、**各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約に至らず**。
③最終規定の一部（①脱退（第29条）、寄託者（第30条）、正文（第31条））については作業部会で意見が一致し、法的な確認作業が行われた。
- 8月13日には、議長から交渉妥結に向けた新たな議長条文案（一次案）が提示され、プレナリー等において議論。強い生産規制を求める意見が相次ぎ、議長が改めて二次案を作成することとなった。
- 主要論点における意見収斂を目指し、議長が14日に開催した主要国間での首席交渉官会合において、チリとともに我が国（中村亮外務省地球規模課題審議官）が共同議長を務め、異なる交渉分野間でのパッケージ案形成等に向けた議論を主導。
- この結果、最終日15日未明には、議長から条文案（二次案）が再度提示されたものの、**実質合意には至らず**。今後、再開会合を開催し、交渉を継続することとなった。
- 中田宏環境副大臣は、本会合及び閣僚級ラウンドテーブル等に出席し、日本の取組を紹介するとともに各国閣僚等と会談した。

2026

● 2026年7月2日

[INC第5回セッション第3部のプラスチック汚染に関する調査\(INC-5.3\)](#)

● 2026年7月2日

[INC第5会期第3部\(INC-5.3\)の暫定参加者名簿](#)

● 2026年5月2日

[INC第5会期第3部\(INC-5.3\)に関する実用情報、CICG、ジュネーブ、2026年2月7日。](#)

● 2026年4月2日

[空き情報の通知|第5回会期第3部\(INC-5.3\)のシナリオノート\(すべての公式国連言語による\)](#)

● 2026年1月16日

[空き情報の通知|INCによる第5会期後半の活動報告書\(すべての公用語による\)](#)

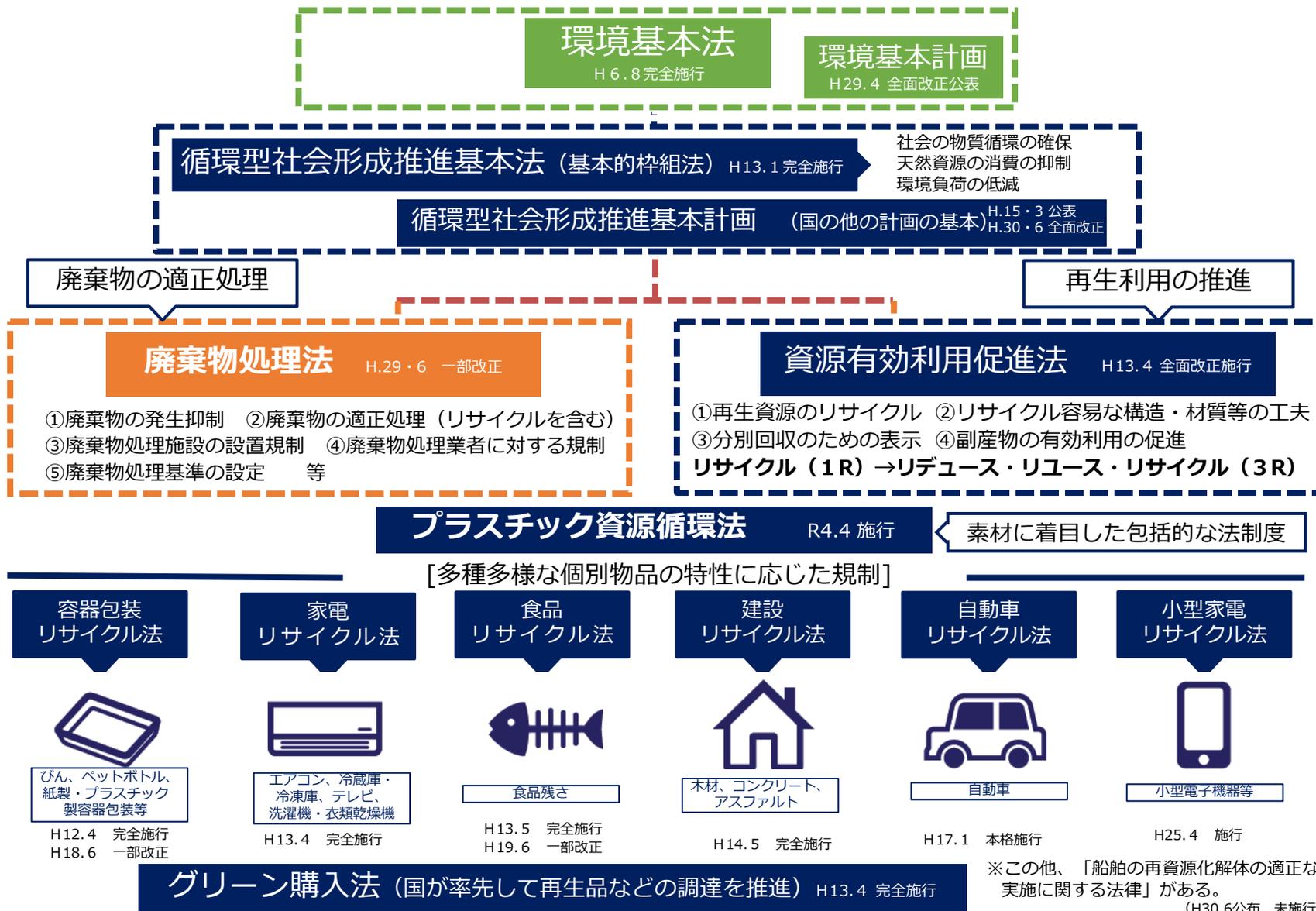


画像：UNホームページより引用

- 国連環境計画（UNEP）は、農地の土壌には、海よりも大量のマイクロプラスチックが混入している可能性があるという研究結果を発表した。
- 温室用のパネルなど、あらゆるものが徐々に劣化していく過程で生じるこのプラスチックは、世界中の土壌に溶け込み、土壌の質を低下させ、食物連鎖にも影響を与えている。
- 農業用プラスチックは生育期間の延長や、悪天候からの植物の保護などの効果があり、収穫量を最大60%まで高めることができる一方、プラスチックの一部が最終的にはナノ粒子にまで分解され、土壌や地下水に浸出する可能性がある。
- 分解されたプラスチックが食物連鎖の中に蓄積されることを示唆する研究もあり、人間の臓器、最近では脳にマイクロプラスチックが存在することが確認されている。
- 土壌中のマイクロプラスチックを検出する標準的な方法の開発や、生分解性プラスチックのような素材開発などにより、農業用プラスチックを減少させる必要がある。

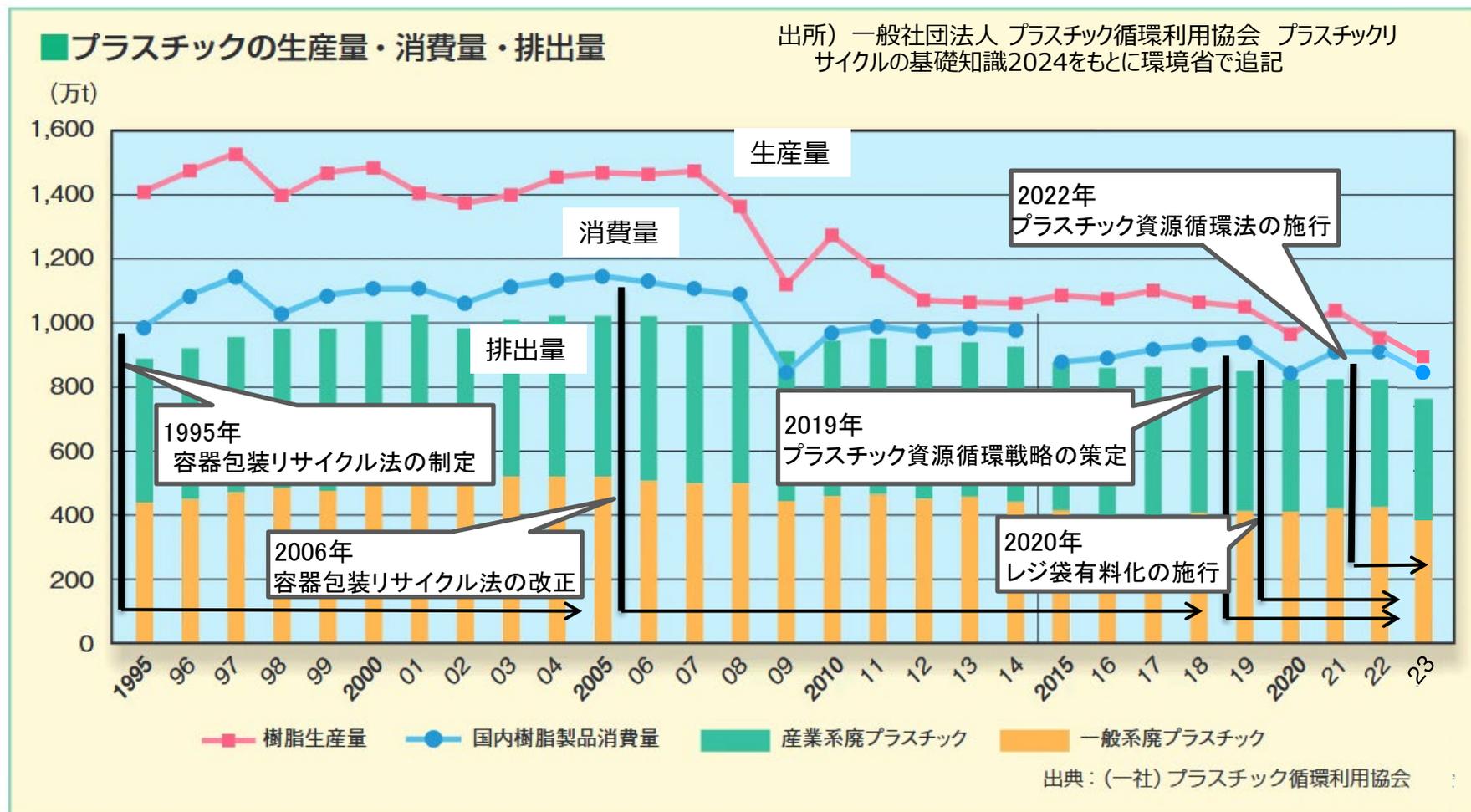
材料の工夫と適正な廃棄プラスチックの管理

日本国内の施策と農業の事例

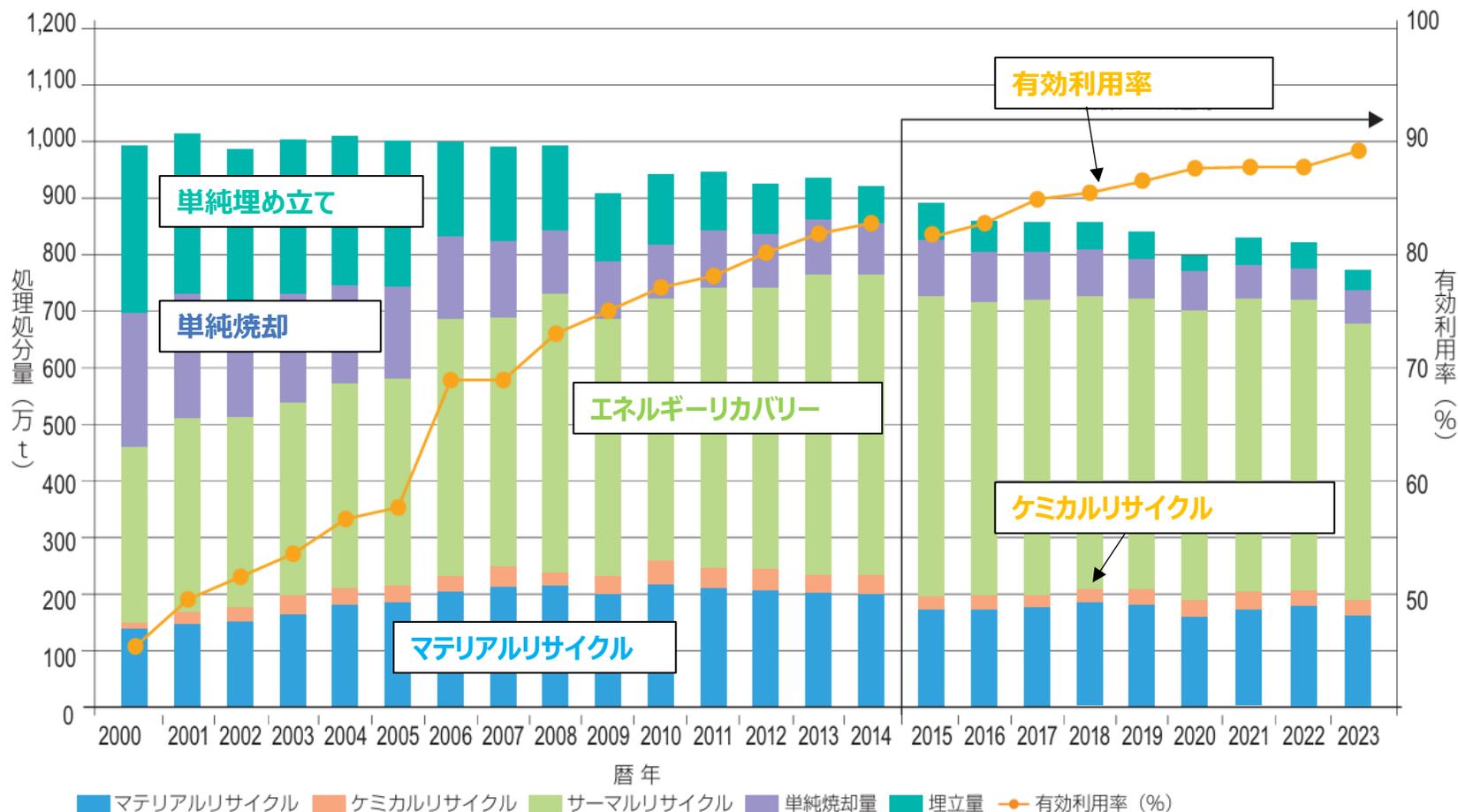


日本のプラスチック排出量の推移

- 日本のプラスチック廃棄物量は、容器包装リサイクル法の施行・改正、プラスチック資源循環戦略の策定、レジ袋の有料化、プラスチック資源循環法の施行を受けて年々減少。
- 2004年に1013万トンであったものが、2023年に769万トンまで24%減少。



- 日本のリサイクル量は年々増加し、単純焼却、単純埋立量は減少し、単純焼却、単純埋立の合計量は、全体の11%。
- 2023年の有効利用率は89%。



容器包装リサイクル法の概要(平成7年6月公布、平成9年4月完全施行；平成18年改正)



●消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担の下、容器包装廃棄物の
 ①分別排出、②分別収集、③リサイクル（再商品化）を行う制度を構築しています。

<p>目的</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進 ○ 容器包装廃棄物の分別収集の促進 ○ 分別基準適合物の再商品化の促進 </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の適正な処理の確保 ○ 資源の有効利用の確保 </div> </div>
<p>容器包装</p>	<p>商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの (ガラスびん・ペットボトル・<u>スチール缶</u>・<u>アルミ缶</u>・紙パック・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・段ボール) ※ 下線の容器包装は、再商品化義務の対象外</p>
<p>基本方針及び各種計画</p>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> 国 ◇ 基本方針の策定・公表 (排出の抑制、分別収集、再商品化の総合的かつ計画的な推進) </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 国 ◇ 再商品化計画の策定・公表 市町村 ◇ 市町村分別収集計画の策定・公表 都道府県 ◇ 都道府県分別収集促進計画の策定・公表 国 ◇ 分別収集見込量の公表 </div> </div> <div style="margin-left: 400px; margin-top: 20px;"> 報告 報告 </div>
<p>各主体の役割と容器包装廃棄物の再商品化フロー</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>分別排出</p> <p>消費者</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>分別収集</p> <p>市町村</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>再商品化</p> <p>特定事業者 (容器の製造・輸入事業者、容器及び包装の利用事業者) 指定法人への委託による義務履行が可 ↓ 指定法人</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>再商品化事業者</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <p>自主回収ルート</p> <p>認定を受けて行う再商品化※実績なし</p> <p>独自処理ルート</p> <p>指定法人(容リ協)ルート</p> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;"> ⇄ : 容器包装廃棄物のフロー ➡ : 委託契約 </div>
<p>罰則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定事業者 再商品化義務違反に対する措置命令違反…罰金100万円 帳簿不備、報告徴収・立入検査の拒否等…罰金20万円 ○ 指定法人 無許可による業務廃止、帳簿不備、報告徴収・立入検査の拒否等…罰金30万円 <div style="text-align: right; margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px; color: white; background-color: #006400;"> すべての罰則に両罰規定あり </div>

■ 容器包装リサイクル法における市区町村の分別収集の実績では、ペットボトルの実績市区町村の割合が98.8%と高い。一方、プラスチック容器包装は、76%台。

品目名	分別収集量		年間分別基準 適合物量/ 再商品化事業者 他への引渡 量(トン)*1	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集 見込量 (トン)*1*2	年間分別 収集量 (トン):*1		実施 市町村数*3	全市町村*4に 対する実施率 (%)	人口 カバー率 (%)
無色のガラス製容器	262,597	236,740	230,699	1,643	94.4	97.7
茶色のガラス製容器	209,304	194,899	188,726	1,649	94.7	97.8
その他の色のガラス製容器	197,821	202,889	175,189	1,681	96.6	98.4
紙製容器包装	83,209	70,421	67,320	602	34.6	32.7
ペットボトル	338,782	350,462	332,449	1,720	98.8	99.7
プラスチック製容器包装	762,475	757,384	693,998	1,326	76.2	84.0
(うち白色トレイのみ)*5	5,113	1,263	1,194	383	22.0	17.6
(うち白色トレイのみを除く)	757,362	756,121	692,804	1,181	67.8	77.9
スチール製容器	139,674	114,134	110,957	1,690	97.1	97.1
アルミ製容器	160,354	138,949	135,166	1,689	97.0	96.9
段ボール製容器	764,155	618,517	611,972	1,603	92.1	92.8
飲料用紙製容器	14,582	9,347	9,193	1,270	72.9	85.0
合計	2,932,953	2,693,742	2,555,669	—	—	—

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

*1 年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間分別基準適合物量/再商品化事業者他への引渡には市町村独自処理量が含まれる。

*2 年間分別収集見込量は第10期分別収集計画計画策定時のもの。

*3 実施市町村は令和6年3月末時点の数値。

*4 令和6年3月末時点での全市町村数は1,741(東京23区を含む)。

*5 「うち白色トレイのみ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に白色トレイだけを分別収集した数値。

● 上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備しています。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - ▶ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ▶ ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - ▶ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p><付け替えボトル></p>		
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>		
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	
	 <p><プラスチック資源の例></p>		 <p><店頭回収等を促進></p>	

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

① 製造・設計段階 環境配慮設計

- 製造・設計段階では、製造事業者は、プラスチック製品の環境配慮設計を進め、設計指針に則り、易リサイクル、素材代替、省資源化等を追求する必要があります。
- 特に優れた設計を大臣認定し、認定製品を国等がグリーン購入に基づき率先調達することで市場拡大につなげます。

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を設計指針として明示。すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破碎・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

③再生プラスチックの利用

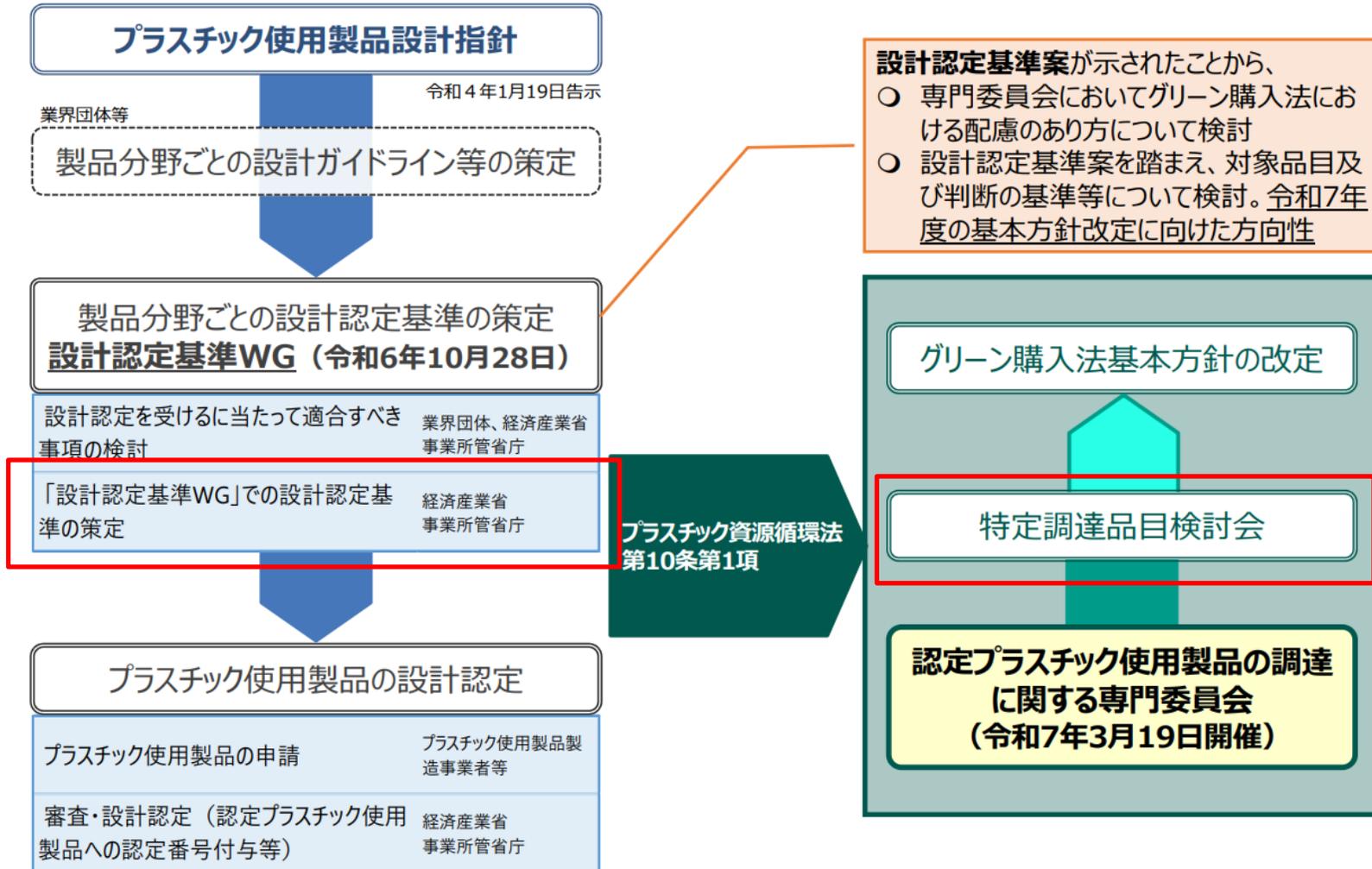
④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- 特に優れた設計について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。製品分野毎に別途決定。

① 製造・設計段階 環境配慮設計

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品の設計認定プロセス



引用：第三回特定調達品目検討会（令和7年12月24日）資料3より

① 製造・設計段階 環境配慮設計

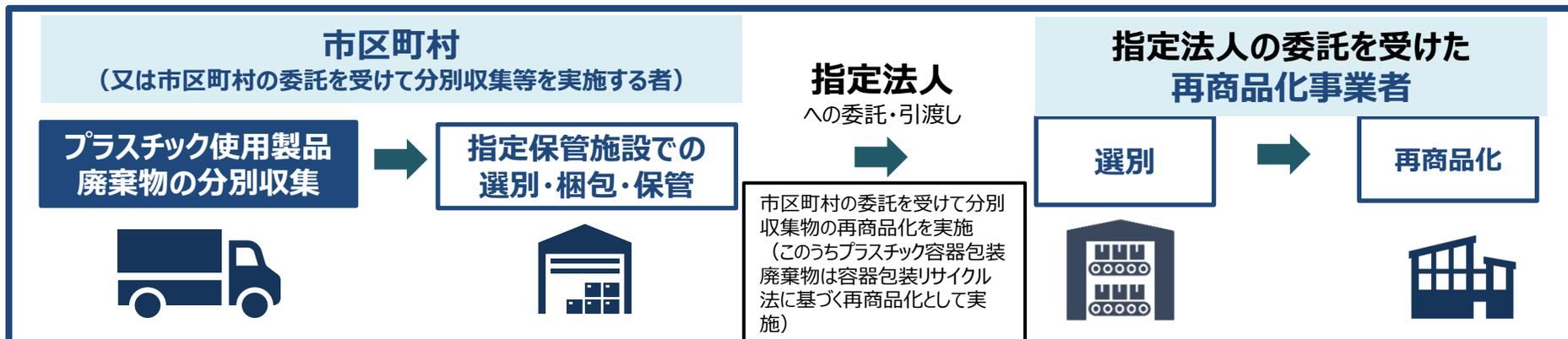
設計認定基準の策定済の4製品分野（清涼飲料用ペットボトル、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器）の整理

製品分野等	関連する特定調達品目	検討事項・配慮の方向性等
クリアーホルダー クリアーファイル	文具類共通・ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の特定調達品目に一致する製品分野 ○ 当該品目における設計認定基準及び現行の判断の基準等（文具類共通の基準^{注1}）を比較の上、判断の基準等の見直し（基準値1に位置づけ）を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ プラスチックの代替により異素材に置き換えられる場合、従来製品への配慮が必要（紙製のファイル・バインダー等） ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 文具については役務分野の小売業務において配慮
	役務：小売業務	
バインダー	文具類共通・バインダー	
	役務：小売業務	
清涼飲料用ペットボトル	役務：会議運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の特定調達品目に一致しない製品分野 ○ 新規品目として追加の適否の検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ペットボトル入り清涼飲料水は会議運営や食堂においてワンウェイのプラスチック製の製品・容器包装を使用しないこととされていることから新規品目としない ➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗剤製品は家庭用の製品であり一般に国等の調達対象となる業務用ではないこと、洗剤等の製品の内容物に係る基準の検討が必要であることから新規品目としない ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ペットボトル入り清涼飲料水については役務分野の小売業務及び飲料自動販売機設置において配慮 ➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗剤製品については役務分野の小売業務において配慮
	役務：食堂	
	役務：小売業務	
	役務：自動販売機設置	
シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、 ハンドソープ（全て家庭用製品） の本体容器又は詰替・付替容器 （ボトル製若しくはフィルム製）	災害備蓄用品（飲料水）	
	役務：小売業務	
洗濯用洗剤 ^{注2} 、柔軟仕上げ剤、 住居用洗剤 ^{注2} 、台所用洗剤 （全て家庭用製品）の本体容器 又はフィルム製の詰替・付替容器	役務：清掃	
	役務：清掃	

注1：主要材料がプラスチックの場合の文具類共通の判断の基準は、**再生プラスチック**がプラスチック重量の**40%以上**又は**バイオマスプラスチック**であって環境負荷低減効果が確認されたもの。設計認定基準は**より高い環境性能**となっている

注2：洗濯用洗剤のうち粉末状洗剤は対象外。住宅用洗剤のうち酸化剤を主成分とするものや漂白剤は対象外

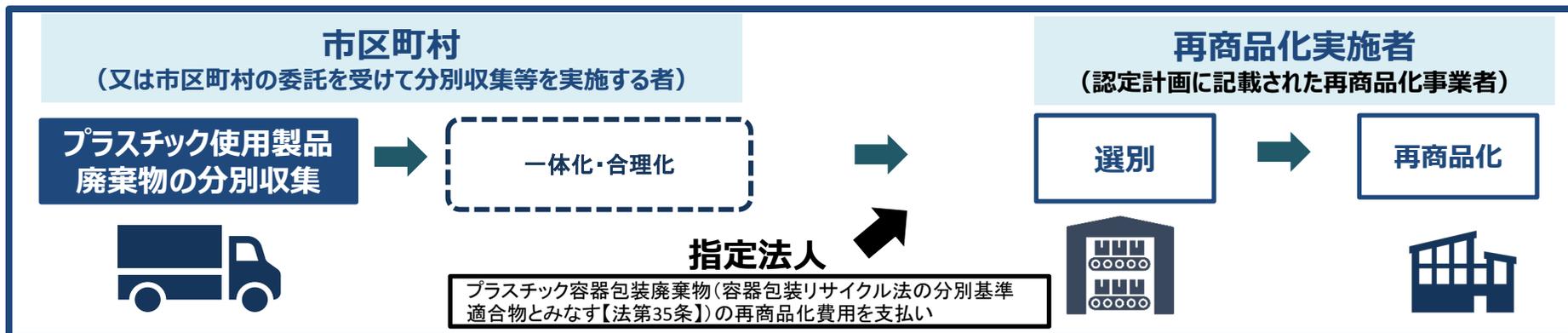
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法 (法32条)



市区町村は**分別収集物の基準及び手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法 (法33条)

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

令和7年度までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する地方公共団体数及び量

(令和7年4月7日：日本容器包装リサイクル協会発表)

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
北海道	8	3,803
青森県	1	360
岩手県	2	516
宮城県	5	4,352
福島県	4	1,664
栃木県	1	1,700
群馬県	4	1,889
埼玉県	2	4,350
千葉県	4	2,444
東京都	21	38,160
神奈川県	4	62,318
石川県	1	3,984
福井県	2	324
長野県	19	6,633

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
岐阜県	1	9
静岡県	2	1,738
愛知県	14	34,204
三重県	1	1,200
京都府	2	3,660
大阪府	1	4,100
兵庫県	3	737
和歌山県	1	260
岡山県	4	5,948
広島県	1	827
香川県	1	41
福岡県	2	688
熊本県	1	260
鹿児島県	3	1,302
合計	115	187,471

※プラスチック資源循環法が施行してから新たに**プラスチック製容器包装**の回収を開始した自治体数は**227**。

※地方公共団体数は、市町村及び組合を含む値であり、構成市町村の総数は201自治体となる。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>)

＜プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体＞

市町村名 (認定日)	計画期間	量(トン/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	14,560
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1~ R8.3.31 (2年3か月)	1,423
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	4,186
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1~ R9.3.31 (2年6か月)	1,843
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	2,245
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	888
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	410
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	22
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	1,892
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	2,430
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	54

市町村名 (認定日)	計画期間	量(トン/年)
福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	134
三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	10
大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	4,420
京都府京都市 (R6.4.26)	R6.5.1~ R9.3.31 (2年11か月)	8,100
三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1~ R9.3.31 (2年10か月)	1,495
佐賀県江北町 (R6.9.20)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	29
岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1~ R9.3.31 (2年6か月)	147
富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	428
鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1~ R10.3.31 (2年6か月)	167
愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	896
秋田県 大仙市・美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	143

市町村名 (認定日)	計画期間	量(トン/年)
長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	572
石川地方 生活環境施設組 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	51
神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	5,394
愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	309
大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	16,017
富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1~ R10.3.31 (2年6か月)	194
神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	1,209
東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	4,875
岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	300
合計	31件	74,845

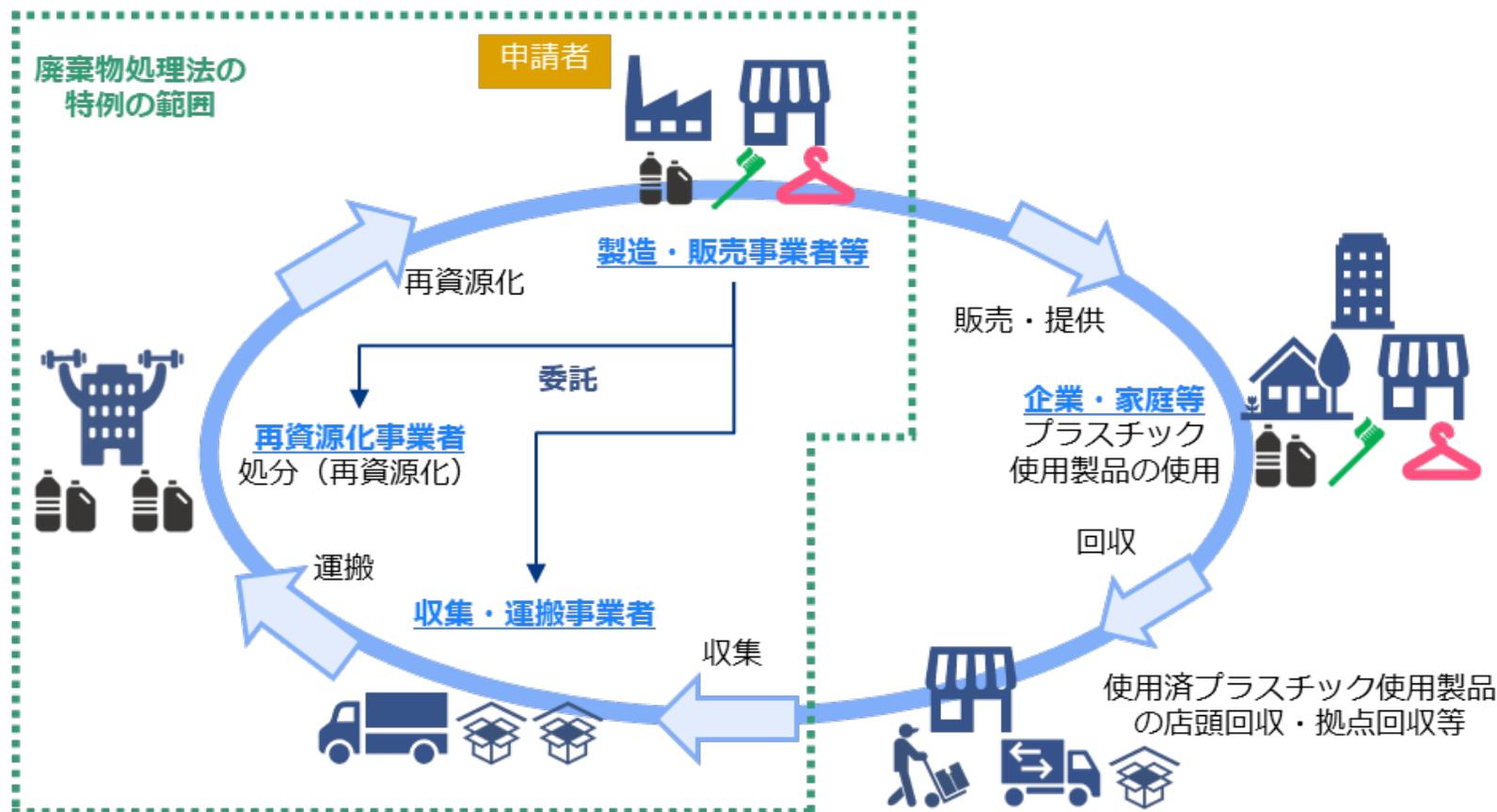
※量(トン/年)は、再商品化計画期間平均値

自治体数：41

※うち堺市は容器包装のみ分別収集を実施

- 製造・販売事業者に対して、自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクルするように求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除できます。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

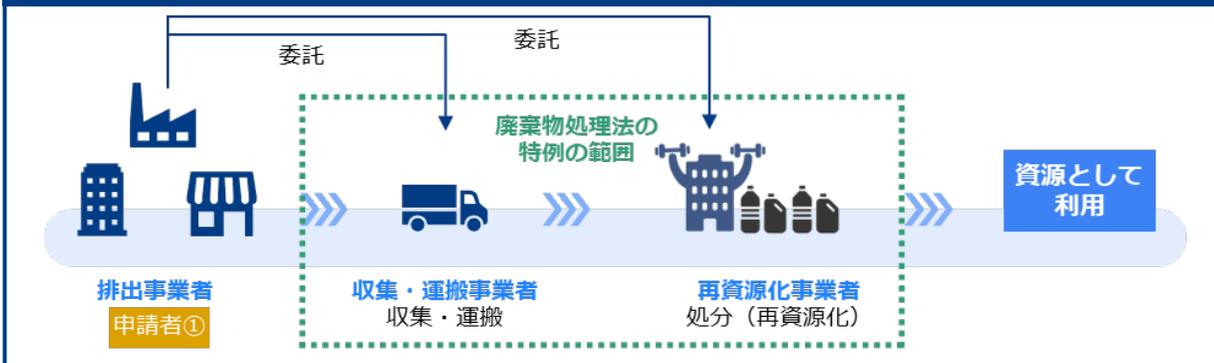
事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種類	量(トン/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県	使用済アクリル板	100.0	再生アクリル ペレット	アクリルシート 製造業者
花王(株) 花王ロジスティクス(株) (R6.3.1)	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	使用済つめかえパック (つめかえ用フィルム容器)	1.5	洗浄・微細化フィルム 破砕物	容器製造事業者
積水化成品工業(株) (R6.3.6)	奈良県、大阪府、兵庫県、滋賀県、 愛知県、岡山県、和歌山県	発泡スチロール (ビーズ) 発泡スチロール (シート) 合計	2.0 0.1 2.1	PSインゴッド ペレット	発泡スチロール 製造事業者
イオンテイルイト(株) (R6.7.22)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	アクリル板 PET板 塩ビ板 合計	38.0 35.0 5.0 78.0	フレーク	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造 事業者
川上産業(株) (R6.8.20)	北海道、宮城県、東京都、 神奈川県、石川県、愛知県、 大阪府、広島県、福岡県 など	ポリエチレン (気泡緩衝材)	130.4	再生ペレット (気泡緩衝材原料)	自社利用
シスメックス(株) (R7.5.26)	埼玉県、兵庫県	ポリエチレン製フィルムバッグ	5.0	フレーク	容器製造事業者
(株)オリタニ (R7.11.26)	東京都、千葉県、埼玉県、 神奈川県、茨城県	ハンガー	50.0	フレーク	容器等製造事業者

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250 t 以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

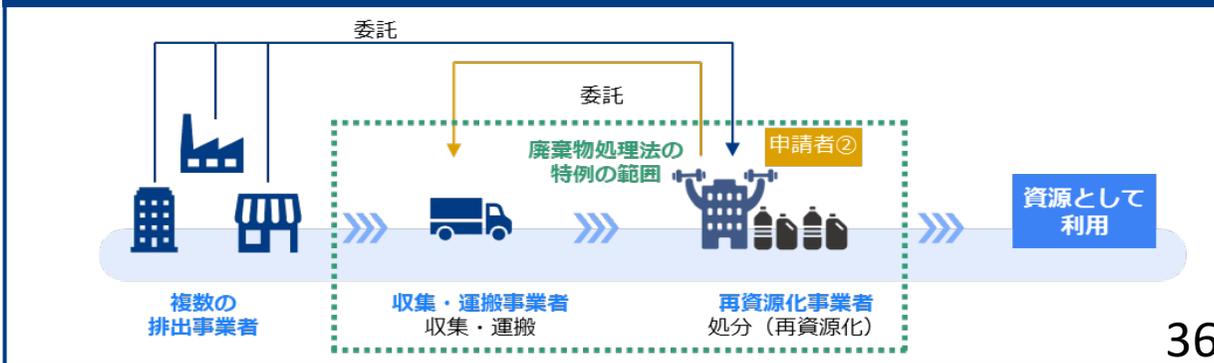
求められる対応

- 排出の抑制・再資源化等の実施
- 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- 排出事業者の情報の提供
- 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- 教育訓練
- 実施状況の把握・管理体制の整備
- 関係者との連携

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



排出事業者による再資源化事業計画の認定事例 48条（累計8事例）



①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種類	量(ト/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等） (計)	360 280 640	PE・PPペレット PE・PP混合 減容製品	パレット製造業者
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送(株) (R6.1.16)	2号	東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県、福岡県、 兵庫県、大阪府	アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP）	250	PE・PPペレット 原料資材	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業(株) (R6.4.19)	2号	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、 ブラカップ、歯間ブラシ	37.4	PE・PPペレット 原料資材	パレット製造業者
宏幸(株) (R6.7.22)	2号	全国	風車ブレード（FRP）、バスタブ（FRP） ケーブル被覆（PVC） (計)	311.0 630.0 941.0	再生複合材	太陽光発電下敷きマット 製造事業者
天馬(株) (R6.9.18)	1号	青森県、福島県、千葉県 滋賀県、山口県	樹脂団子（PP）	200	PPペレット	自社製品（ハウスイエア 製品等）
豊通ニューパック(株) (R7.10.27)	2号	愛知県	プラスチック製フィルム・袋・バンド・トレイ等 プラスチック製発泡緩衝材	100 200	プラスチック圧縮ボール プラスチック減容インゴット	ペレット製造事業者 油化製造事業者 包装・梱包材製造事業者
積水樹脂(株) (R7.12.16)	1号	兵庫県	工場端材（PE・木粉混合）	120	木粉含有PE破砕物	ペレット製造事業者

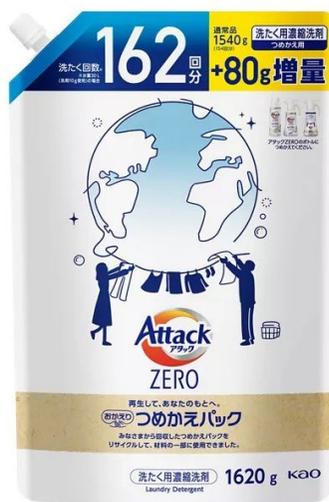
- 企業・消費者は、**再生プラ**やリサイクル商品の積極的な利用のほか、プラスチック製品の環境配慮設計や使い捨てプラの排出抑制のため、代替素材である**バイオプラスチック**の積極的な利用が求められます。
- 国等も**グリーン購入**により、再生プラスチック利用製品、バイオプラスチック利用製品の率先調達を進めていきますので、奮って御提案ください。

グリーン購入法に基づく再生プラ・バイオプラ利用製品の率先調達

● 第五次循環型社会形成推進基本計画

- ✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした**環境配慮設計がなされた製品等を調達**するとともに、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として**再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行う**こととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。

再生プラスチックを利用した商品（花王（株）・ライオン（株））



バイオマスプラスチックを利用した商品（スターライト工業（株））

業界初。
環境に優しい
バイオマスプラヘルメット

ベルヴィオ
pervio® BP

業界初 **BP** 取得ヘルメット
バイオマスプラ

特許出願中
特願 2020-202099号

頭を守る、地球も守る

●持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、利用拡大の道筋を描いた**バイオプラスチック導入ロードマップ**を公開していますので、御参照ください。

導入の基本方針	
原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。



施策	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート）			
	グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進			
	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討			
消費者への訴求等	海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討		持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討	
	バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求		運用開始	
研究開発等	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援			
	製造設備導入への支援			
	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
フォローアップ等	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

農業産業分野から排出されるプラスチック類

- 農業用ハウス
- 農業用トンネルの被覆資材
- 農業様
- 苗や花のポット
- 牧草等のサイレージラップ等

■ 農畜産業分野で使用するプラスチック製品の例



鉄骨ハウス（ポリオレフィン系・その他プラスチックフィルム）



パイプハウス（塩化ビニルファルム・ポリオレフィン系フィルム）



トンネル（塩化ビニルファルム・ポリオレフィン系フィルム）



マルチ（ポリオレフィン系フィルム）



べたがけ（ポリオレフィン系フィルム）



育苗トレイ（その他プラスチック）



ポット（その他プラスチック）



サイレージラップ（ポリオレフィン系フィルム）

農業由来の廃プラスチックの再生利用

- 塩化ビニルフィルム及びポリオレフィン系フィルムともに、**再生処理割合は7割以上**であるが、**埋立や焼却処理から再生処理への移行が課題**
- 塩化ビニルフィルムの再生処理は、床材等へのマテリアルリサイクルが中心で、ポリオレフィン系フィルムの再生処理は、サーマルリサイクルが中心

塩化ビニルフィルム（農ビ）の事例

ほぼ100%マテリアルリサイクル。建築・土木資材、産業資材として使われてきたが、製品を作る工場の海外移転、競合品の上市などにより、国内の主用途は床材の中間層用。



床材



熱回収

ポリオレフィン系フィルム（農ポリ・農PO）の事例

単一素材で熱回収しやすいことから、サーマルリサイクルが増加。一部はマテリアルリサイクルされており、パレット、擬木、建築土木資材などに利用。また、セメント工場では補助燃料として利用され、灰はセメント材料として活用。

農ビ・農ポリとも、破碎洗浄後の再生原料は国内だけでなく、輸出され、輸出先で成形・製品化されている場合がある。



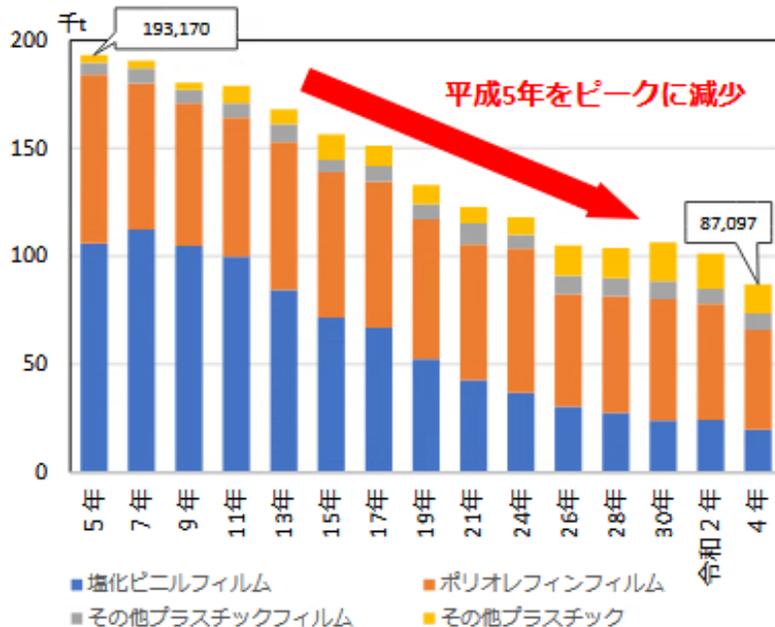
固形燃料(RPF等)

資料：農林水産省HP

農業由来の廃プラスチックの排出及び処理の状況（農林水産省）

- 農業由来の廃プラスチックの量は、農業用ハウスの面積の減少や被覆資材の耐久性向上により、年々減少の傾向。
- 産業廃棄物として適切に処理する必要（排出者の責務）がある。
- 処理方法は、焼却が減少し、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリカバリー等）が増加。

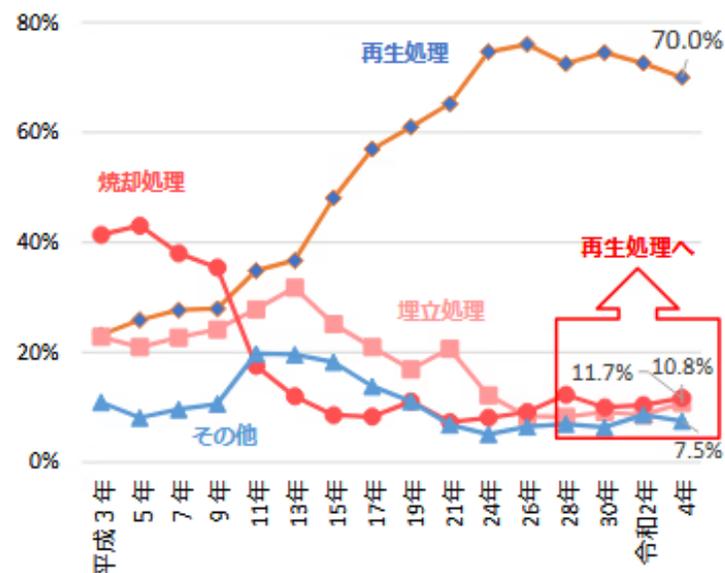
■ 農業用廃プラスチックの排出量の推移



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」（2022年）

資料：農林水産省HP

■ 農業由来廃プラスチックの処理方法の推移



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」（2022年）

■ 脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、(1) プラスチック等資源循環システム構築実証事業

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

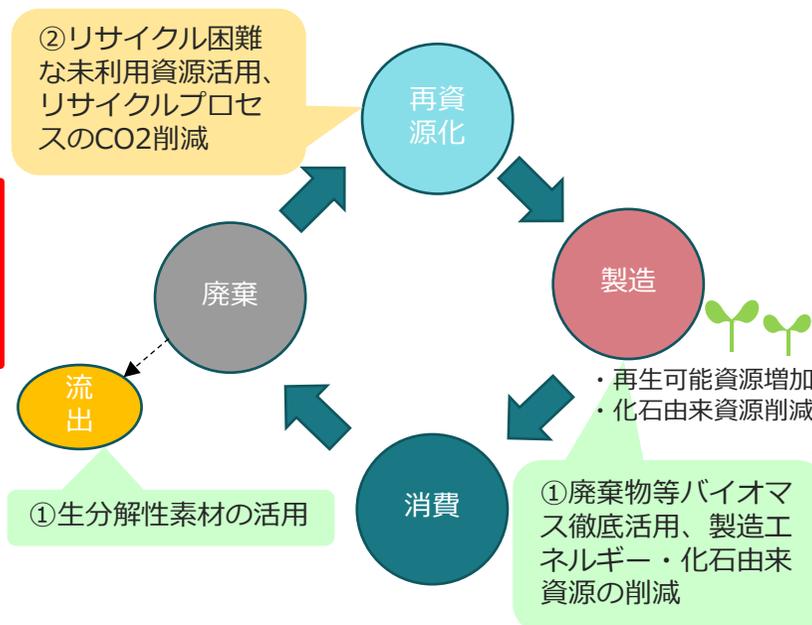
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



脱炭素型循環経済システムの構築

※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）をご確認ください。
(<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>)

■ プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ①プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ②再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、金属資源等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

・資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれる有用金属を含む製品及び再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備

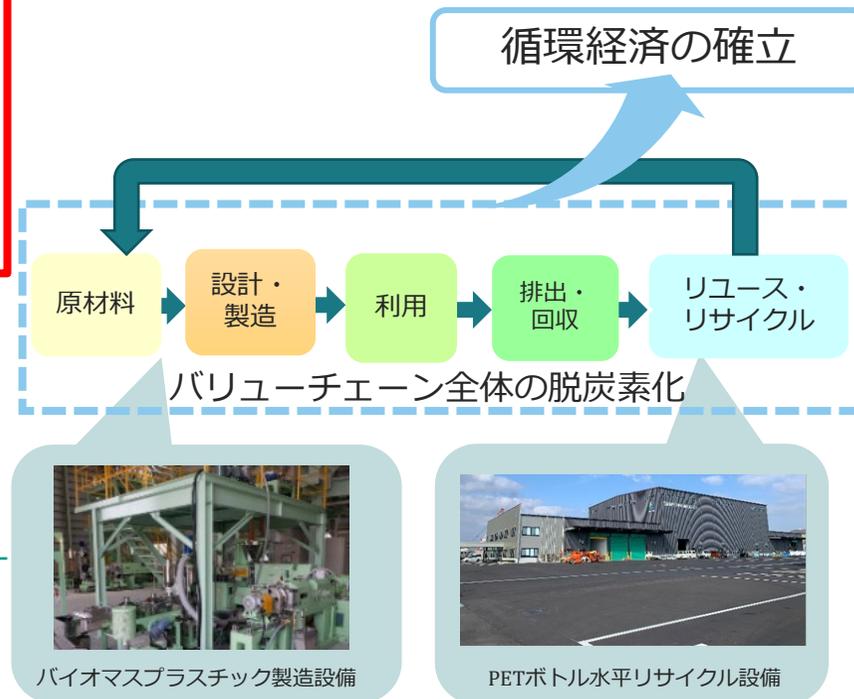


太陽光発電設備リサイクル設備

3. 事業スキーム

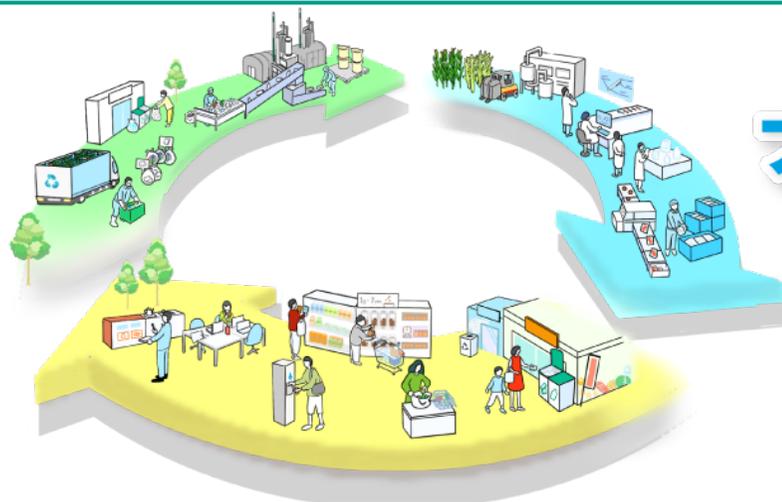
- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 選択 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）をご確認ください。
(<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>)

- プラスチック資源循環に関する詳細かつ最新情報は、リニューアルした**特設サイト** (<https://plastic-circulation.env.go.jp/>) をご覧いただくとともに、お気軽に以下まで御連絡ください。



**プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル**

**環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課
容器包装・プラスチック資源循環室**

E-mail : plastic-circulation@env.go.jp

電話番号 : 03-5501-3153



Plastics
Smart